明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

業者の相続が開始した場合にあっては、当該個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七の五による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一～五　［略］

六　次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面

イ　当該贈与により取得した特定事業用資産が、当該贈与の直前において、当該他の個人である中小企業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産（第一条第二十七項各号に掲げる種類の資産に限る。）の全てであること。

ロ・ハ　［略］

七　［略］

八　当該贈与の時から当該贈与に係る第一種贈与申請基準日までの間において、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書

九　当該贈与の時における当該個人である中小企業者及び当該他の個人である中小企業者の住民票の写し

十　第十七条第五項に規定する確認書（同条第一項第三号に該当することを確認の事由とするものに限り、第十八条第七項又は第八項の規定による変更の確認があった場合にあっては、同条第十項の確認書を含む。次項において同じ。）

十一　［略］

業者の相続が開始した場合にあっては、当該個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七の五による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一～五　［略］

六　次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の確認を受けたことを証する書面

イ　当該贈与により取得した特定事業用資産が、当該贈与の直前において、当該他の個人である中小企業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産（第一条第二十四項各号に掲げる種類の資産に限る。）の全てであること。

ロ・ハ　［略］

七　［略］

八　当該贈与の時から当該贈与に係る第一種贈与申請基準日までの間において、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗特殊関連営業に該当しない旨の誓約書

九　当該贈与の時における当該個人である中小企業者及び当該他の個人である中小企業者の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し

［新設］

十　［略］

11　法第十二条第一項の認定（前条第十六項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限前に当該個人である中小企業者の相続が開始した場合にあっては、当該個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八の五による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一～三　［略］

四　次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面

イ　当該相続又は遺贈により取得した特定事業用資産が、当該相続の開始の直前において、当該他の個人である中小企業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産（第一条第二十七項各号に掲げる種類の資産に限る。）の全てであること。

ロ・ハ　［略］

五・六　［略］

七　当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る第一種相続申請基準日までの間において、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書

八　［略］

九　第十七条第五項に規定する確認書

十　［略］

12～15　［略］

第八条　［略］

（認定の取消し）

第九条　［略］

2～13　［略］

14　都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第十六項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた個人である中小企業者（以下「第一種贈与認定個人事業者」という。）又は当該第一種贈与認定個人事業者が

11　法第十二条第一項の認定（前条第十六項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限前に当該個人である中小企業者の相続が開始した場合にあっては、当該個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八の五による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一～三　［略］

四　次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面

イ　当該相続又は遺贈により取得した特定事業用資産が、当該相続の開始の直前において、当該他の個人である中小企業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産（第一条第二十四項各号に掲げる種類の資産に限る。）の全てであること。

ロ・ハ　［略］

五・六　［略］

七　当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る第一種相続申請基準日までの間において、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗特殊関連営業に該当しない旨の誓約書

八　［略］

［新設］

九　［略］

12～15　［略］

第八条　［略］

（認定の取消し）

第九条　［略］

2～13　［略］

14　都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第十六項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた個人である中小企業者（以下「第一種贈与認定個人事業者」という。）又は当該第一種贈与認定個人事業者が